

The international Society for Standardization Studies

標準化研究学会 会 則

制定：2001年11月22日

改訂：2001年12月01日

改訂：2004年03月01日

改訂：2005年07月01日

改訂：2006年06月17日

改訂：2014年03月13日

第1条（名称）

本学会は、標準化研究学会 [The International society for Standardization Studies] と称し、本部を国立大学法人名古屋工業大学に置く。

第2条（目的）

本学会は、経営管理活動の一環として（主として開発と生産にかかわる）の標準化技法の研究および教育ならびに国際標準化に向けての実務の指導・改善の発展を図るとともに、会員相互および関連学会、会員との連絡、研修の場とし、もって学術研究全体の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本学会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- （1）毎年全国大会を開催し、標準化研究の問題に関する会員の研究発表討議を行なう。
- （2）適宜研究会を開催する。

- （3）標準化研究に関する図書および報告書を発行する。（会運営費として会員発表物原稿料等の10%を寄付いただく。）
- （4）標準化研究に関する特定の調査を行なう。
- （5）標準化研究に関係のある内外の学会、その他の団体と連絡する。
- （6）全各号の他、本学会の目的達成のために必要な活動を行なう。
- （7）経費削減のため、連絡はEメールで行う。（メールアドレスの登録をお願いする。）

第4条（会員）

本学会は、正会員および賛助会員をもって構成する。

会員は、理論ないし実務上の立場により標準化研究の問題に関心を有することを要する。

賛助会員は、本学会を支持する法人とする。

第5条（入会）

本学会に正会員として入会を希望する者は、会員1名の推薦をもって入会を会長に申し出なければならない。入会は前条の資格を考慮して理事会がこれを決定する。

賛助会員は、常任理事会が決定し、理事会に報告する。

第6条（会費）

本会の会費は無料とする。

第7条（退会）

正会員および賛助会員は、会長に届け出て退会することができる。

正会員および賛助会員で本学会会則に違反する者は、会長が理事会の承認を得て退会させることができる。

第 8 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 常任理事 5 名以内
- (4) 理事 20 名以内
- (5) 監事 若干名
- (6) 幹事 若干名

第 9 条（理事、監事の選任）

理事および監事は、通常総会において会員によりこれを選任する。

第 10 条（常任理事の選任）

常任理事は、理事会において理事よりこれを選任する。

第 11 条（会長、副会長）

会長、副会長は、理事より理事会において選任する。

会長は、会務を統括し理事会の議長を務める。

会長事故あるときは、副会長が会長代行となる。

第 12 条（理事会、常任理事会）

理事会は会長がその必要を認めた時または理事の半数以上の要請があるとき、これを開催する。常任理事会は、年 2 回開催する他、会長がその必要を認めたとき、これを召集する。

理事会は、事業計画、予算、決算その他重要事項を審議する。
常任理事会は、会長を補佐し会務を掌握する。

第 13 条（幹事）

幹事は、常任理事会の議を経て会員よりこれを委嘱する。

幹事は、常任理事を授け会務の執行に参加する。

第 14 条（委員会）

本学会の必要に応じ各種委員会を設置することができる。

委員は、常任理事会の議を経て会員よりこれを委嘱する。

委員会には、委員の委嘱により幹事若干名を置くことができる。

第 15 条（名誉会長、顧問）

会長は、理事会の議を経て、名誉会長、顧問若干名を委嘱することができる。

名誉会長は、会長に助言し、顧問は会長の諮問にこたえる。

第 16 条（監事）

監事は、本学会の会計を監査する。

第 17 条（役員の任期）

役員の任期は、通常総会から 4 年目の通常総会までとする。

第 18 条（役員に欠員）

役員に欠員が生じたる場合は、それぞれ第 9 条、第 11 条、第 12 条、第

13条の手続きにより後任者を選ぶことができる。

第19条（総会）

通常総会は、年1回開催し事業計画、予算、決算、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

臨時総会は、会長がその必要性を認めた時または理事の半数以上の要請がある時これを開催する。

第20条（定足数）

総会の定足数は、全国大会出席の正会員の二分の一以上、常任理事会および理事会の定足数はそれぞれ二分の一とする。

第21条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日に至る期間とする。